

別紙 1

木津川市  
避難行動要支援者名簿管理システム仕様書

令和 8 年 6 月  
木津川市

## 1. 業務名

木津川市避難行動要支援者名簿管理システム更新業務

## 2. 概要

### 2.1 目的

本業務は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下、「避難行動要支援者」という。）の名簿情報を管理するため導入している避難行動要支援者名簿管理システムを更新し、避難行動要支援者名簿の整備及び災害発生時の安否確認等の支援機能の向上を図り、個別避難計画の管理機能を導入することを目的とする。

### 2.2 履行期間

履行期限 令和9年3月31日（水曜日）

## 3. 導入システムの基本要件及び要求仕様

### 3.1 導入システム基本要件

- 3.1.1 本システムの安定稼働を確保するため、十分な導入実績を有し、高い安定性と信頼性を備えたソフトウェアであること。
- 3.1.2 専門的な知識を持たない職員でも操作できるよう、画面構成や操作手順の統一性に優れ、かつ柔軟な検索機能を備えたシステムであること。
- 3.1.3 データを一元的に管理し、本市の庁内ネットワーク環境（LAN等）において、複数の端末から円滑に利用可能なシステムであること。
- 3.1.4 本システム稼働用のサーバ機器を新規に調達し、システム利用端末は本市の既存パソコン3台利用を予定している。

### 3.2 導入システム機能要件

- 3.2.1 別紙2「システム機能要件一覧表」を参照すること。
- 3.2.2 本事業では、要支援者（支援の対象となる方）の所在を特定する必要があること、また、民生児童委員や地域支援者が地域活動において詳細な住宅地図情報（表札情報等）を活用するため、本システムと連携する地理情報システムは、ゼンリン社の電子住宅地図「Zmap-Town II」を採用すること。

### 3.3 マスタデータ設定/既存データ移行

- 3.3.1 民生児童委員や自治会等のマスタ情報を登録すること。ただし、地図上への担当エリアの作図（領域設定）については、登録の対象外とする。
- 3.3.2 データ移行は、本市が提供する現行システムから出力されたCSV形式のデータを用いて行うものとする。ただし、新システムへの移行が困難な項目等につ

いては、技術的な可否や代替措置（別ファイルでの保管等）を含めて本市と協議の上、決定するものとする。

- 3.3.3 データ移行に際しては、データ精度の確保を最優先とし、不要データや不整合データ（入力不備等）の検知・洗い出しを確実に行うこと。また、発見された不備データ等については、効率的な整理・削除及び修正方法について解決策を提案すること。
- 3.3.4 データ移行完了後は、本市担当者の検査（確認作業）を受け、承認を得るものとする。
- 3.3.5 データの取り扱いには十分注意し、効率的かつ確実に登録・移行作業を行うこと。なお、本事業に係るデータ（紙、電子記録媒体問わず）の庁外持ち出しは一切行わないこと。

#### 3.4 データ連携

- 3.4.1 定期的に、本市の住民基本情報システムから抽出した住民情報（住民番号、氏名、性別、生年月日、住所等）CSV データを取り込み、本システム内の名簿情報を更新することができること。
- 3.4.2 定期的に、本市の介護認定情報、障がい者情報等の福祉関連事業システムから抽出した CSV データを取り込み、本システム内の情報を更新することができること。
- 3.4.3 本市の避難行動要支援者要件に該当する者を、取り込んだデータから自動的に抽出し、名簿登録者として台帳情報及び一覧表情報を更新することができること。この際、本市職員による名寄せ作業等は不要とすること。
- 3.4.4 今後予定される地方自治体における情報システム標準化・共通化への対応（住基システム等変更、MJ+文字コードへの対応等）したシステム構築とすること。

#### 3.5 安全対策

- 3.5.1 職員の認証は、ユーザーID およびパスワードの組み合わせ、もしくは同等以上の強固な認証方式によって行うものであること。
- 3.5.2 職員ごとに権限を設定し、権限を付与された職員が与えられた範囲のみ操作できること。これにより、権限のない操作や不正アクセスからデータを保護できる仕組みであること。
- 3.5.3 第三者による情報の閲覧や印刷等を防止するためのセキュリティ対策を講じること。また、データ入力や閲覧等の操作履歴（ログ）を記録・保存し、必要に応じて確認できる仕組みを有すること。
- 3.5.4 パスワードを定期的に変更できる機能を有すること。

#### 3.6 障害対策

3.6.1 システム障害発生時においても、業務への影響を最小限に抑える対策により業務の継続性を確保すること。また、万が一の停止時には、バックアップデータ等を用いて速やかに復旧できる仕組みを有すること。

### 3.7 運用保守及び保守内容

3.7.1 システムの運用やトラブル発生時の対応について、本業務受託者は、システムが安定的に稼働できる保守体制を構築し、ハードウェア、ミドルウェア等を含めた包括的な保守を行うこと。

3.7.2 導入するパッケージシステム、ハードウェア、ミドルウェア等に対して、保守要員として配置する者は、本事業の制度、ハードウェア等に精通した者であること。

3.7.3 システムが円滑に運用できるよう、本市職員に対して基礎教育及び操作研修を行うこと。また、職員の異動等により再度操作研修等が必要となった際には、別途締結する保守契約の範囲内でこれに対応すること。

3.7.4 システム運用時及び契約終了時に、本市より求められた際には、システムが利用するデータベースから、その一部または全部を CSV 形式等の汎用的なデータで抽出し、本市に提供すること。なお、本作業は保守の範囲内で実施すること。

3.7.5 年 2 回以上（6 か月に 1 回以上）、システム稼働状況及びデータバックアップ状況等の確認を行うこと。その際、作業報告書を提出すること。

3.7.6 システム操作マニュアル及びシステム運用マニュアルを提供すること。また、運用期間中に機能等の変更が生じた場合には、マニュアルの改訂を遅滞なく行うこと。

### 3.8 納品

3.8.1 業務完了後、速やかに下記の書類等を提出すること。「電子媒体」と書かれたものは、文書データを CD-R 等の電子媒体に格納し、1 枚にまとめて納品すること。

(1) 業務完了届書（1 部）

(2) 操作マニュアル（1 部：電子媒体）

3.8.2 納品場所は木津川市役所内とする。

### 3.9 納品物検査

3.9.1 本業務で調達するシステム及び機器等が、本市の要求する機能および性能を実装していることを確認するため、本稼働前に本市職員立ち会いのもと納品物検査を実施すること。

3.9.2 本業務契約締結後、受託者は速やかに、本仕様書および別紙 2「システム機能

要件一覧表」に記載された必須機能および性能が実装されていることを、構築された本システムの実画面上で説明し、証明すること。その際、未実装であると指摘された事項については、納品物検査までに実装を完了すること。

- 3.9.3 本市契約事務規則を含む法令等への違反、または納品物検査時に本仕様書及びシステム機能要件一覧表で求める必須機能・性能の未実装等の事実が判明した場合は、契約相手方としての資格を喪失するものとする。

### 3.10 その他注意事項

- 3.10.1 本業務では、秘匿性の高い情報を含む貸与資料があるため、その取り扱いについては十分留意すること。なお、個人情報が含まれるデータについては、紙媒体、電子記録媒体を問わず庁外への持ち出しを禁止し、現地での取り扱いに限定すること。
- 3.10.2 打合せ協議など、本市職員の立ち会い等を必要とする作業は、原則として法令で定める休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時30分の間で実施すること。ただし、本市職員が認めた場合に限り、例外的な対応を行うことができる。
- 3.10.3 本事業で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、本市に帰属すること。
- 3.10.4 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねるなどの協力措置を講じるものとする。
- 3.10.5 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないこと。
- 3.10.6 本仕様書において、明示されていない事項または疑義が生じた場合、その都度、本市担当者との協議すること。

## 4. 調達物品

### 4.1 調達物品は以下のとおり

項番	物品名	数量	仕様等
1	Windows Server 2025	1	4.2 参照
2	バックアップ機器	1	4.2 参照
3	バーコードリーダー	1	4.2 参照
4	避難行動要支援者名簿管理システム	1	別紙2 参照
5	ゼンリン地図 Zmap-Town II 木津川市版	1	3 ライセンス
6	サーバ用ウイルス対策ソフト	1	5 年分

7	システム環境構築作業	1	
8	既存データ移行作業	1	
9	機器設定及び設置作業	1	
10	操作研修	1	
11	システム稼働に必要なその他物品等	1	

## 4.2 機器及びソフトウェア等の仕様条件は以下のとおり

### 4.2.1 Windows Server

項目	仕様
メーカー	不問
形状	ラック型 (1U)
OS	Windows Server 2025
CPU	Xeon プロセッサ E3-1220v6 (3GHz/4 コア/8MB)以上
メモリ	16GB 以上
ストレージ	SSD 480GB×2 (RAID1 構成) 以上
ドライブ	DVD-ROM ユニット
保証	5 年間保証(24H オンサイト)

### 4.2.2 バックアップ機器

項目	仕様
メーカー	不問
形状	ラック型 (1U)
容量	500GB 以上
保証	5 年間保証

### 4.2.3 バーコードリーダー

項目	仕様
メーカー	不問
形状	ハンディータイプ
インターフェース	USB

### 4.2.4 避難行動要支援者名簿管理システム

別紙 2 「システム機能要件一覧表」を参照すること。

### 4.2.5 ゼンリン地図 Zmap-Town II 木津川市版

製品版 (パッケージ版) 3 ライセンスとすること。

#### 4.2.6 ミドルウェア及びライセンス等

システム稼働に必要なミドルウェア及びライセンス等（5年間分）とすること。

### 5. その他提出物等

#### 5.1 以下の書類を提出すること

- (1) システムが本仕様や機能要件等を満たさない場合、その事項及び要求を満たす旨の説明書。
- (2) 提案時点において市が要求する必須機能及び性能を実現できない場合は、契約締結までに別紙2「システム機能要件一覧表」の要件を満たすことを証明する技術的資料、開発計画書及び履行誓約書。